

綾瀬市養育費に係る公正証書等作成促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親の養育費に係る債務名義の取得を促進するため、養育費に係る公正証書等の作成経費に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、扶養する児童の養育費に係る債務名義を取得するものとする。

- (1) 綾瀬市内に居住するひとり親（配偶者のない者であつて、現に養育費の取決めの対象となる児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）であること。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあると市長が認める者であること。
- (3) 養育費に係る公正証書等の作成経費を負担する者であること。
- (4) 過去に同一の内容の養育費に係る債務名義について、この要綱に規定する補助金及びこの要綱に規定する補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けていない者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費に係る公正証書等の作成経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公証手数料令（平成5年政令第224号）に規定する手数料
- (2) 家庭裁判所に対する調停の申立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用
- (3) 家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用
- (4) 家庭裁判所又は公証役場に提出する郵便切手に係る費用

(補助額)

第4条 補助額は、30,000円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、養育費に係る公正証書等を作成した日の属する年度の末日までに、綾瀬市養育費に係る公正

証書等作成促進補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合は、この限りではない。

(1) 次のいずれかに該当する書類。

ア 申請者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 申請者の住所に居住する者全員の住民票の写し、戸籍謄本及び前年（補助金の交付申請日が1月から10月までの場合は、前々年）の所得証明書

(2) 補助対象経費の領収書の写し

(3) 債務名義であって養育費の取決めを交わした文書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、所要の審査を行い交付の可否を決定し、綾瀬市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げのできる期日は、交付の決定を受けた日から起算して15日以内とする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に作成した養育費に係る公正証書等について適用する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市養育費に係る公正証書等作成促進補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者 住所_____

氏名_____

電話_____

綾瀬市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。併せて、交付決定後、決定された補助金の交付を請求します。

なお、補助金の交付決定にあたり必要な事項の確認のため、公簿等を確認することについて同意します。

1 交付申請額 _____円

2 添付書類

- 児童扶養手当証書の写し又は申請者の住所に居住する者全員の住民票の写し、戸籍謄本及び前年（補助金の交付申請日が1月から10月までの場合は、前々年）の所得証明書
- 補助対象経費の領収書の写し
- 債務名義であって養育費の取決めを交わした文書の写し
- その他（ _____ ）

3 振込口座（申請者名義の普通口座に限ります。）

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種目	普通	口座番号	

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市養育費に係る公正証書等作成促進補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付で申請のありました綾瀬市養育費に関する公正証書等作成促進補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定区分 交付する。
 交付しない。
(理由)

2 交付決定額 _____円